



相談事業 (秘密厳守)



人権センターでは、人権・同和問題をはじめ、身のまわりに関する相談を受けています。
 ひとりで抱え込まず話してみませんか。(相談員常駐) よろず相談 (何でも)
 事情やご希望をよくお聞きして問題解決に向け、一緒に考えながら解決策をさがします。
 また、必要に応じて専門機関へつなげます。(相談無料)



編集後記



おかげさまで、本誌は今号で通算 100 号という節目を迎えました。今号では障がいによる耳の聞こえない人の日常の思いや手話言語条例を紹介しましたが、取材をとおして感じたのは、「言葉の壁」は決して国籍の違いだけに存在するのではないということです。

手話を言語とする人にとっては、日本語(音声・書記言語)は時として「外国語」のような壁となります。これは日本で暮らす外国人が直面する問題とも深く重なります。言葉が通じないもどかしさは、国籍や住んでいる場所などを問わず、誰もが当事者になりうる問題です。

今回の取材で気づいたのは、互いの言語や文化について、まず「知ること」が大切な一歩になるということでした。今年度の人権のテーマは「外国人問題」でしたが、同じ人権問題として、その根底には共通するものがあると感じました。

一方、町内で取り組んだ事業として、「市民講座」や「人権・同和問題地域懇談会」、「街頭啓発」などを実施しました。多くの方にご参加をいただき、ありがとうございました。また、アンケートへのご協力に感謝いたします。

人権同和問題は、一朝一夕に解決できるものではなく、また、結果がすぐに出るものでもありません。これからも、町民の皆さまのご理解とご協力のもと、差別のない「人権文化のまちづくり」を共に目指していきたいと思っております。



問い合わせ先 / 桂川町人権センター

☎ 0948-65-1187 fax 0948-65-5004

メールアドレス rinpokan@town.keisen.fukuoka.jp

ホームページ <http://www.town.keisen.fukuoka.jp>

